

令和6年度

敦賀市文化芸術企画支援事業募集のお知らせ

敦賀市では、舞台芸術文化の振興と向上のため、市内の施設を利用し、プロを招くまたは市民が主体となって出演する音楽や演劇などの文化事業に対して補助金を交付しています。

令和6年度の事業を募集要項のとおり募集しますので、皆様のご応募をお待ちしております。

募集期間 令和6年3月19日（火）～令和6年4月22日（月）

※募集期間内の申請額が予算額に達しなかった場合は、2次募集を行う場合があります。

<応募先・問合せ先>

敦賀市教育委員会事務局文化振興課 文化振興係

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 0770-22-8152

FAX 0770-23-6944



◆ 募集要項 ◆

● 事業の目的

市民が主体となって、市内のホール等で自主的に企画立案から事業の完遂まで実施する音楽・演劇・芸能などの文化事業に対し、ふるさと文化の活性化と意識向上を図るため、支援を行います。

● 対象となる事業

プロを招くまたは敦賀市民が主体となって出演する舞台芸術全般（音楽、演劇、古典芸能など）とし、次の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 敦賀市民文化センター、きらめきみなと館、プラザ萬象等、敦賀市内の施設で開催する事業
- (2) 自主的に企画・運営し、広く市民を対象として開催する事業
- (3) 同一事業について、敦賀市から他の補助金等を受けていない事業
- (4) 補助対象経費の総額が100万円以上の事業
- (5) 専ら営利を目的としない事業
- (6) 政治活動および宗教活動を目的としない事業
- (7) 公序良俗に反しない事業

※特定の団体・教室等が行う、発表会、展示会その他これに類する事業は対象になりません。

● 対象となる団体

対象となる事業を主催する、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 敦賀市内に事務所または活動の拠点を有すること。
- (2) 事業を実施するにあたり、会計処理が適正かつ健全であると認められること。
- (3) 5人以上の構成員があり、代表者が明らかであること。また、構成員の半数以上が敦賀市内に住所を有すること。
- (4) 規約、会則またはこれに類するものを有していること。
- (5) 事業実績があり、または事業を完遂できる能力を備えていると認められること。

● 対象となる事業の実施期間

補助金の交付決定日以降に着手し、令和7年3月31日までに完了する事業

● 募集期間

令和6年3月19日（火）～ 令和6年4月22日（月） ※要必着

〔 ※募集期間内の申請額が予算額に達しなかった場合は、2次募集を行う場合があります。 〕

● 補助の対象となる経費

音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、調律料、舞台監督料、監修料、演出料、振付料、作曲・編曲料、著作権使用料、脚本料、作詞料、舞台芸術・衣装等デザイン料、翻訳料、出演料
会場・舞台費	会場使用料(付帯設備含む)、音響・照明費、かつら・メイク費、衣装費、機材借料、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、道具・楽器等運搬料、稽古場借料等、会場等設営費・撤去費
印刷費	プログラム・台本・作品集・ポスター・チラシ・入場券・案内状・図録等の印刷、各種デザイン料
宣伝費	新聞・雑誌・テレビ等広告費、宣伝デザイン料、立看板費、告知用ウェブページ作成料等、入場券等販売手数料
謝金・人件費	会場整理・警備賃金、講師謝金、実技指導謝金、その他日当
通信費	案内状送付料ほか
記録費	録画、録音費、写真費（当該活動の成果を記録するものに限る。）
旅費	出演者、講師の交通費および宿泊料（必要最低限度のものに限る）
役務費	事業の実施に係る郵送料、振込手数料
委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、上記区分・細目に該当する経費）
その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の事務運営に関する経費（事務所人件費含む） ・ 団体の財産になりうるものの購入や制作経費 ・ 弁当類・飲料・レセプション・パーティー費、その他飲食費 ・ 賞品、賞金、花束、記念品代 ・ 交際費・接待費 ・ 印紙代 ・ ホームページの運用費 ・ <u>団体の構成員や会員に支払う経費</u> ・ <u>※団体の役員が代表を務める法人等への支払いも、原則として行わないようにしてください。業務の実施に特殊な技能を要する等、やむを得ない事情がある場合は事前に市に協議を行ってください。</u> ・ 予備費・雑費等使途があいまいな経費 ・ 上記のほかに団体の自主財源により賄うべき経費 ・ その他、市長が適当でないと認める経費

<注意事項>

- 1 市民参加型の公演事業については、事前のワークショップにかかる経費も補助対象経費に含めるものとする。

- 2 事業終了後に、入場料、広告収入等の収入により総収入額が総支出額を超えた場合は、その超えた額を補助金から控除する。
- 3 団体の維持に係る経常的な経費は、補助の対象としない。
- 4 音楽・文芸・美術費、謝金・人件費等、源泉徴収義務が生じる場合は、源泉徴収を実施すること。

● 補助額

補助対象経費の2分の1以内。（予算の範囲内で交付します。）

施設の種類	収容人数	上限額
大ホール等（敦賀市民文化センター、プラザ萬象）	800人以上	300万円
小ホール等（敦賀市民文化センター、プラザ萬象、きらめきみなと館）	100人以上 800人未満	150万円

● 応募方法

事業実施要望書（事業計画書・収支予算書・団体の概要）に必要事項を記入し、文化振興課窓口へ郵送（メールも可）または持参してください。

事業実施要望書は、敦賀市役所、敦賀市民文化センター、プラザ萬象、各公民館などにあるほか、敦賀市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送を希望する方は、文化振興課までご連絡ください。

● 手続きの流れ

次の手続きを経て、補助金の交付決定となります。

（1）事業実施要望審査

提出された事業実施要望書をもとに、事業内容を敦賀市文化芸術事業企画審査委員会で審査し、要望書を提出した団体に審査結果をお知らせします。

※ 要望書を提出された団体の方に審査委員会へ出席していただき、事業内容や団体の概要等について、プレゼンしていただきます。

プレゼンの中で、「障がい者の参加・鑑賞機会を創出するための取組み」がありましたら、説明をお願いいたします。

審査委員会 5月上旬から5月中旬ごろに開催予定

（2）補助金交付申請

審査委員会で採択されましたら、補助金等交付申請書等をお渡ししますので、**速やかに**提出してください。提出後、市で内容を確認し、交付決定をします。

なお、審査委員会で採択された団体の補助金要望額の総額が予算額を越えた場合は、一部減額し交付決定します。（新規事業優先）

交付決定前に事業に着手した場合、それまでの間の費用は補助の対象外となりますのでお気を付けください。（審査委員会の採択は補助金の交付決定ではありません。）

● 補助事業の内容の変更について

次の事項に該当する場合は、事前に届出をして市の承認を受ける必要がありますので、速やかにご連絡ください。

- ・ 事業計画書の内容に大きな変更がある場合
- ・ 収支予算書に記載した補助対象経費の各項目に増額または、20%以上の減額がある場合
- ・ 自己都合等により事業を中止または廃止する場合
- ・ 事業実施中に、対象経費の総額が増額した場合でも、交付決定額の増額はできませんのでご注意ください。

● 補助金の実績報告について

事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。

実績報告書には支出の内訳がわかる領収書等（写）を必ず添付してください。出演料や日当、謝金等で個人に支払う経費を含め、全ての支払いに領収書が必要です。宛名（団体名）と内容が明記されたものを提出ください。

交通費等を個人が立て替えた場合、交通事業者等の発行する領収書が必要です。（旅行者個人が団体宛てに発行した領収書は無効です。）

領収書が無い経費は計上が認められず、補助金が減額となる場合がありますのでご注意ください。

● 交付決定の取消しについて

偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明した場合や、補助対象経費が100万円未満となった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

● その他

補助が決定した場合、ポスター・チラシ等印刷物に「**敦賀市文化芸術企画支援事業補助金対象事業**」である旨を記載してください。

ご不明な点などがありましたら、下記の間合せ先までお気軽にお問い合わせください。

● 応募先・間合せ先

敦賀市教育委員会事務局文化振興課 文化振興係

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 0770-22-8152
FAX 0770-23-6944
Email k-bunka@ton21.ne.jp